

多可町生涯学習まちづくりプラザ  
Asmile(あすみる)  
運営提案書



多可町生涯学習まちづくりプラザ あすみる

あなたの「できる」がふえる  
あっ「たか」広場  
Welcome to “あすみる”

令和6年2月

多可町生涯学習まちづくり委員会

---

## 目 次

---

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 運営への提案	
運営の主体について	2
より多くの住民に利活用していただくためには	4
運営に住民の参画を促す仕組みの構築について	6
生きがいあふれるまちづくりの拠点となるためには	8
3. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
《参考資料》	
1. 多可町生涯学習まちづくり委員会設置要綱	1
2. 多可町生涯学習まちづくり委員会での検討過程	3
3. 多可町生涯学習まちづくり委員会名簿	12

## 1. はじめに

多可町（以下「町」という。）では、平成 25年度に生涯学習センターの整備について検討を行うため、(仮称)多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）に建設基本計画策定について諮問しました。そして、平成 25 年 10 月に「(仮称)多可町生涯学習センター建設基本計画（提言書）」として答申を受けました。

その翌年度以降、施設の建設に取り組む予定でしたが、当時は役場本庁舎の建設も計画している時期であり、同時に整備することは財政的に無理があるとの判断から、建設は当面見送られることになりました。

その後、平成 30 年 10 月に役場本庁舎が完成し、令和元年度に生涯学習推進計画を策定したことから、令和 3 年度から改めて生涯学習センターの建設に取り組むこととし、令和 3 年 6 月に、再度検討委員会へ建設基本計画の策定を諮問し、同 12 月に「(仮称)多可町生涯学習センター建設基本計画 答申書」として答申を受けました。令和 3 年度の検討委員会では、平成 25 年 10 月の提言書の内容を基本としつつ、これからのまちづくりに対応できる生涯学習施設とするための条件の再整理や機能の修正・追加をする方向で検討が進みました。また、これからの町を担う若い世代の考えや思いを反映するために中学生・高校生とワークショップを持つなど、多角的・多面的に検討するよう取り組みが行われました。

さらには、新しい公共を支える原動力となる人材の育成を図る生涯学習システムの構築を推進するため、建設（ハード面）だけではなく、運営手法・方針（ソフト面）についての検討も行われました。そして、生涯学習を通じた持続可能な町をつくるため、次世代のひとづくり・まちづくりの拠点施設であることを象徴するため、名称を「(仮称)多可町生涯学習センター」から「多可町生涯学習まちづくりプラザ」（以下「まちづくりプラザ」）と変更することが提案され、次世代のひとづくり・まちづくりの拠点施設として位置づけました。

また、町内に点在する生涯学習関連施設、加美・八千代コミュニティプラザや同図書館との連携・相乗効果を図り、生涯学習を通じた持続可能な町をつくるため、次世代のひとづくり・まちづくりの拠点施設として、年代を問わず町民が集い、交流し、つながり、そしてまちづくりの拠点となる仕組みづくりも検討していくこととなりました。

それらに基づき、住民の自主的かつ主体的な町政への参画を図り、生涯学び続けられる生きがいあふれるまちづくりを推進することを目的とし、令和 4 年 8 月に「多可町生涯学習まちづくり委員会（以下「委員会」という。）」が設置され、約 2 年間にわたり 13 回の委員会と 2 回の住民ワークショップを開催し、それらを通して検討を行いました。その中で施設のキャッチコピーは『あなたの「できる」がふえる あっ「たか」広場～Welcome to “あすみる”～』と決定し、愛称“Asmile（あすみる）”に込められた「“明日をみる、明日スマイル”住民が笑顔のために明日を見据えて学んだり集ったりする居場所になるように」という思いを実現するため、その運営や活用に関して、以下に 3 項目を掲げ提案します。

令和 6 年 2 月 26 日

生涯学習まちづくり委員会 座長 山本和樹

## 2. 運営への提案

- 1 運営の主体について
  - 2 より多くの住民に利活用していただくためには
  - 3 運営に住民の参画を促す仕組みの構築について
- \* まとめ：生きがいあふれるまちづくりの拠点となるためには

上記の観点から、次に具体的な提案を述べることにします。

### 提案1 運営の主体について

運営主体は、未来に向けて前例に囚われず住民の価値観やまちを取り巻く変化に柔軟に対応していく姿勢と取り組みを行っていくことが重要です。令和8年度に開校する統合中学校やアスパル、子育てふれあいセンター等との円滑な連携を考えた場合、オープン時（令和7年春）は町の直営施設としてスタートすることが望ましいと考えます。

現在の生涯学習のメニューや図書館機能との一体性を深めながら、新しい取り組みにチャレンジしていくためには、専門性、公共性の高い図書館の運営については、町直営を維持しつつ、施設管理、生涯学習事業（文化・体育）については、建設基本計画の趣旨を踏まえ住民主体の運営を視野にいたした業務委託や一部業務委託を行うことも必要です。

#### ■想定される課題

町直営には、指定管理や一部業務委託に比べて①町の総合計画をはじめ各計画の意図が反映されやすい、②長期的な人材育成や施策の継続や施設運営に関するノウハウを蓄積できる、③連携が行政機関内に収まり、諸調整がしやすい、などのメリットがある反面、①民間のノウハウを生かした新たなサービスや柔軟な発想が生まれにくい、②人件費が割高になる、③会計年度に縛られ即時的な対応が難しいなどのデメリットがあります。

さらに、建設基本計画においては、「まちづくりプラザの運営には住民との協働が必要である」と明記されていることから、町直営では、運営に直接住民が関わる比重が小さくなってしまおうという懸念があります。

#### ■期待される取組み

オープン時は町直営のメリットを生かし、安定的に施設を運営し、施設運営のノウハウを蓄積します。その後、図書館以外の部分については、建設基本計画の趣旨を踏まえ、一部業務委託していくことの検討を続けていく必要があります。なお、高齢者大学、生涯学習講座など、委託することでサービスが低下する可能性のある業務については、町職員を出向させる（業務委託しない）などの対応を取ることも選択肢として配慮することが必要です。

また、新たなサービスや柔軟な発想を取り入れること、住民の参画を促すことを期待して、運営委員会（仮）\*のような組織を設置し、施設の事業の企画、運営を検討し、実施する中心とすることが望ましいと考えます。なお、運営委員会（仮）は様々な立場の人の意見を集約できるような組織とします。

さらに、住民が自ら企画できる住民自主企画制度（仮）\*を作ることで、これまでにない新

しい発想と人材による自主的な事業が展開できる可能性が広がります。

※運営委員会（仮）、住民自主企画制度（仮）については提案3に詳細を記します。

## **提案2** より多くの住民に利活用していただくためには

### **■想定される課題**

より多くの住民に利活用いただくためには、マーケティング的アプローチが必要であり、次のような課題があります。

- ①利活用者のニーズ把握
- ②顧客の新規開拓
- ③魅力的な事業の提供
- ④交通手段の確立

### **■期待される取組み**

#### **①利活用者のニーズの把握**

利活用者のニーズにあった施設であるためには、供用開始前、また供用開始後も常に住民のニーズをきめ細かく把握することが大切です。そのためには、様々な世代や立場の住民へのアンケートを実施するなどの必要があります。また、その結果を参考にして、施設の運営に生かしていく仕組みを作ることも検討していく必要があると考えます。

供用開始前に行うアンケートでは、施設の開館時間、期待する事業、減免基準（学割や開館からの一定期間の無料化）などを聞き取り、より多くの住民が足を運びやすい施設となるように検討します。検討の際は、既存サービスの質を低下させず維持することを踏まえた上で、様々な利用者ニーズに配慮した設定について生涯学習推進協議会、図書館協議会や関係団体とも協議の上、運営主体の人的負担や経費等も考慮しながら進めていくことが必要です。

#### **②顧客の新規開拓**

高齢者だけでなく、今まで図書館や町内の3つのコミュニティプラザをあまり利用していなかった若い世代を呼び込むため、そのニーズに合ったツールの設置、利活用に関する企画の提案や情報発信を工夫することが重要です。また、①の住民アンケートなどで把握したニーズや要望を参考にしながら、住民が利用しやすい環境を整える必要があります。

まず、まちづくりプラザは何も用事がなくても行きたくなるような「新しい居場所」を目指す必要があります。そのためには、パソコンの利用や読書、雑談などで自由に過ごし、交流できる空間が必要です。例えば、フリールーム（1階）が予約なしや無料で利用できたり、グループで好きな時に自由に使用できたり、施設の商用利用を許可することにより新しい習い事ができたりすることで、より自由度の高い利用を可能にした施設として注目が集まります。

そして、ワークショップで住民や中・高校生から要望のあった教員OBなどによる学習支援やカウンセラーによる相談事業を実施することで、隣接する中学校の生徒の利用も促すことができるのではないのでしょうか。とりわけ、第2回ワークショップで高校生から提案された自らが活動主体となった施設での活動については、実現に向けて調整をお願いすると同時に、若い世代にとって意見を出しやすい仕組みづくりにも配慮ください。

更に、施設を活用（利用者が自分たちで何かを企画・実施する）したい人呼び込むことも必要であり、そのためには、施設を利用だけでなく活用しやすくなるようなサポ

ート体制（託児やボランティアのコーディネートなど）を整えることや、町の他施策との連携が必要であると考えます。

なお、委員会においては、各部屋の使用料を、町内の施設を参考にするべきであるという意見、将来の業務委託や一部業務委託の足かせにならないよう配慮するべきという意見、利活用者を新規開拓する視点から無料開放するべきという意見がありました。様々な角度からの検討が必要であると考えます。

### ③魅力的な事業の提供

多くの人を呼び込むためには魅力的なイベントや事業が多く必要です。しかし、それを実施するためには、職員の力だけでは難しいことが予想されます。そのため、イベントを数多く手掛ける住民団体や民間事業者などの意見を取り入れることも検討していく必要があると考えます。また、まちづくりプラザをより魅力的にしていくためには、施設を使ってイベントや事業をする活用者の発掘や育成が必要です。

### ④交通手段の確立

世代を問わず、町内各所からアクセスしやすい環境とするためには、周辺整備として公共交通（バス停など）の整備を検討する必要があります。また、路線バスの運行計画は、まちづくりプラザの開館時間を考慮することはもとより、統合中学校、アスパル、子育てふれあいセンター、多可赤十字病院の利用状況を踏まえたものである必要があります。移送ボランティアなどとの連携も視野に入れ、住民が利用しやすい環境の整備を要望します。

### 提案3 運営に住民の参画を促す仕組みの構築について

前述のとおり建設基本計画は、「まちづくりプラザの運営には住民との協働が必要である」と明記されています。住民団体や民間事業者等のノウハウを活用するためには、住民の参画が不可欠ですが、そのためには、次のようなことが必要です。

#### ①施設の利用者を増やす

提案2を実施することで、利用者の増加に繋がる可能性が広がります。

#### ②利用者の中から活用者を発掘・育成

活用者を育成するためには、施設の利用から施設を活用することへの心理的なハードルを下げる必要があります。まずは、作品の展示や掲示など誰でも気軽に施設を活用できる事業を実施していただき、段階的に大きな事業の実施をすることが良いのではないかと考えます。他にも、施設を活用したくなるような仕組みを構築することが有効で、開館後もアンケートやマーケティングを通して、その仕組みの絶え間ないアップデートが必要です。

また、利用者同士が互いの利用状況や情報を共有することで新たな繋がりを生み出すことも考えられるため、情報共有の仕組みを構築し、そこから運営主体が情報収集をすることも必要です。

さらに、運営主体は施設を活用したい人を積極的に探し、人材育成することが求められます。例えば中高生によるイベントの企画運営などを補助するような制度を作ることで、若者の人材育成に繋がる可能性が高まります。

#### ③「ボラバイト」の採用

少額の報酬をもらいながら、まちづくりプラザの運営に協力していただくボラバイト※の制度を採用します。この制度により、ボランティアは少しハードルが高いという人も参画し易くなり、この一歩が運営への参画に繋がって行くのではないのでしょうか。

また、報酬をボラバイト自身がイベントをする際の活動費用としたり、報酬をポイント化し、町内で活用できるような仕組みにしたりすれば、まちづくりプラザを起点として地域で経済を循環させることができると考えます。これらの取組みは、関わる人達のモチベーションの維持に繋がり、継続した活動が可能になります。

※ボラバイト：少ない報酬で行うアルバイト。ボランティアの要素が高い。

#### ④住民自主企画事業（仮）

住民自主企画事業（仮）は、講習会や講演会、コミュニティマーケット、読書好きを作るためのイベントなど、まちづくりプラザを使って住民グループがやりたい事業を募集し、その企画を運営委員会（仮）で審査し、実施できる事業については事業費の一部を補助する制度です。これにより、施設を活用して少し大きなイベントをすることに対する心理的、金銭的ハードルが低くなり、参画しやすくなるのではないのでしょうか。

また、住民自主企画事業（仮）を実施したグループの中から、将来的にまちづくりプラザ

の運営に携わるグループや人材に繋がることも期待できると考えます。

#### ⑤運営への参画

イベントの企画・実施を検討する住民主体の運営委員会（仮）を設立し、この中に文化連盟部や学生部、多文化部、子育て部などを置き、幅広く意見を集約し、まちづくりプラザが自主的に行う事業実施の検討を行います。この運営委員会（仮）は、住民の運営への参画という点だけでなく、将来的にまちづくりプラザの運営に携わる組織のリーダーやコーディネーターになる人材を発掘、育成することにも繋がります。その取組みを継続しながら、発掘した人材やグループを中核に、運営組織の立ち上げ支援や伴走型支援を行い、官民連携して建設基本計画の趣旨に沿った、住民主体のまちづくりプラザの運営を目指すことを提案します。

**まとめ** 生きがいあふれるまちづくりの拠点となるためには

前述までの提案のとおり、まずは多くの住民が来場し、まちづくりプラザを利活用していただくことが重要ではないかと考えます。そして、その中から施設の運営や活用に関わる人材を発掘・育成することが、ひとづくりに繋がっていくのではないのでしょうか。

また、まちづくりプラザは、中プラザ、加美プラザ、八千代プラザ、また近隣のアスパル、統合中学校、子育てふれあいセンター、多可赤十字病院などと連携した事業を行うことで、これまで町内になかった新しい価値を生み出す施設になることが可能です。そして、その価値を官民一体となって高め、まちづくりに生かしていくことによってこそ、まちづくりプラザはまちづくりの拠点となり得ます。

### 3. おわりに

多可町が目標とする「生涯学び続けられる生きがいあふれるまちづくり」、その中核として生涯学習まちづくりプラザは開館します。

前述のとおり、13回に及ぶ委員会や2回のワークショップにおいて、生涯学習まちづくりプラザのキャッチコピーは『あなたの「できる」がふえる あっ「たか」広場 ～Welcome to “あすみる”～』に決まり、279件（うち101件は高校生以下の皆さんから）という多くの方々からの応募の中から愛称は「Asmile（あすみる）」となりました。運営においては町直営であっても業務委託であっても、メリットもデメリットも存在します。ワークショップのアンケートの中に、「今回のように多可町の一員として意見を述べさせてもらえることは、これまでもあまりなかったので大変勉強になりました。本校の生徒も他の学生と同じように社会参加ができるようにしていただけると嬉しいなあと日々思います。」という一文がありました。以前から少子高齢化、若者の流出等での人口減少は残念ながら当町でも大きな課題であり、この課題はこれからさらに肥大していきます。また新しい建物はいないという意見もあることも事実です。だからこそ、開館することが大切なのではなく、開館した後のAsmile（あすみる）が全ての町民の方々に愛される居場所であり、必要とされることが大切であると考え、この提案をします。

最後に、ワークショップにおいて若者から多くの意見をいただきました。町のこと、施設のこと、やりたいことなど、一人ひとりが主体的に考えていました。その経験は郷土を思う心を育み、その一つひとつの心が山積する課題に対しての突破口から解決策へと繋がると考えます。

## 《 参 考 资 料 》

## 1. 多可町生涯学習まちづくり委員会設置要綱

---

令和4年5月19日告示第63号

### 多可町生涯学習まちづくり委員会設置要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設基本計画を基本概念とした施設（以下「まちづくりプラザ」という。）を通して、住民の自主的かつ主体的な町政への参画を図り、生涯学び続けられる生きがいあふれるまちづくりを推進するために設置する「多可町生涯学習まちづくり委員会（以下「委員会」という。）」に関する事項を定めるものとする。

(所管事項)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、研究、検討し、必要な意見及び提言を行う。

- (1) 生涯学習を通じた、まちづくりの推進に関すること。
- (2) まちづくりプラザの運営検討に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 多可町生涯学習推進協議会の委員
- (2) 多可町図書館協議会の委員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

**第5条** 委員会に座長1名及び副座長2名以内を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の公布後、初めての委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

**附 則** (令和4年7月4日告示第76

号) この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年9月14日告示第92

号) この告示は、公布の日から施行する。

## 2. 多可町生涯学習まちづくり委員会での検討過程

委員会では、約2年間で13回の委員会と3回の委員研修会、2回の住民ワークショップなどを開催し、まちづくりプラザの愛称募集を実施しました。

### 【委員会の主な活動】

日付	事業名	内 容
R4. 8. 2	第1回委員会	委嘱状交付 情報共有(各計画) 情報共有及び協議事項(委員会設置要綱等) 協議事項(今後の検討スケジュール等)
R4. 9. 14	第2回委員会	委員によるプレゼンテーション 生涯学習まちづくりシンポジウムについて
R4. 10. 3	第3回委員会	委員によるプレゼンテーション 委員会でやりたいことグループディスカッション
R4. 10. 25	図書館視察研修	「神戸市立三宮図書館」及び「こども本の森神戸」を視察
R4. 11. 7	第4回委員会	新しい図書館の理念を知ろう 委員会でやりたいことをグループディスカッション
R4. 12. 2	委員研修会	講演会「生涯学習まちづくりプラザの未来」
R4. 12. 26	第5回委員会	委員研修会の報告 模擬ワークショップ
R5. 1. 15	第1回住民ワークショップ	まちづくりプラザの概要説明 まちづくりプラザについて意見交換
R5. 3. 23	第6回委員会	第1回住民ワークショップの報告・振り返り まちづくりプラザの平面計画について 今後の検討内容・スケジュールについて
R5. 5. 22	第7回委員会	「ベルディーホールの上げ」に学ぶ 今後の委員会の進め方
R5. 6. 14	第8回委員会	まちづくプラザのコンセプトの確認 まちづくりプラザのキャッチコピーについて 愛称の決定方法について
R5. 7. 10	第9回委員会	愛称募集の内容 第2回住民ワークショップの日程・内容 今後の予定
R5. 9. 8	第10回委員会	第2回住民ワークショップの内容 愛称の選定方法について 今後の予定
R5. 10. 18	第11回委員会	愛称を「Asmile(あすみる)」に決定

		新図書館の運営について(図書館より) 第2回住民ワークショップについて
R5. 11. 12	第2回住民ワークショップ	愛称発表 未来を支える若者たちのメッセージを聞こう！ 建設現場視察
R5. 11. 29	図書館視察研修	「ちえの森ちづ図書館」及び「佐用町立図書館」を 視察
R5. 12. 21	第12回委員会	第2回住民ワークショップの振り返り まちづくりプラザの運営に関する提案 今後の予定
R6. 1. 31	第13回委員会	提案書(案)について 提案書の提出について
R6. 2. 26	提案書の提出	町長へ提案書を提出

# 【グラフィックレコーディング】

## ●第2回委員会



## ●第3回委員会



# 【グラフィックレコーディング】

## ●第4回委員会

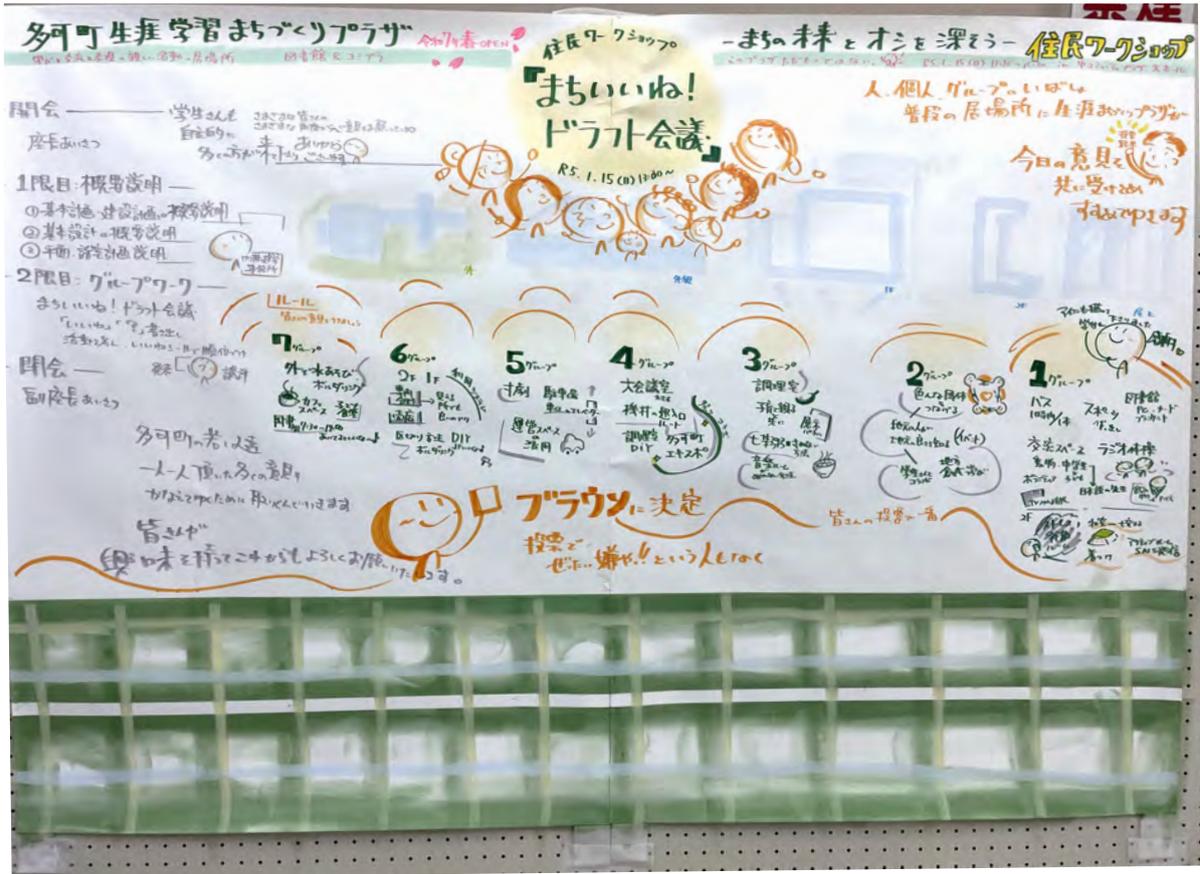


## ●委員研修会

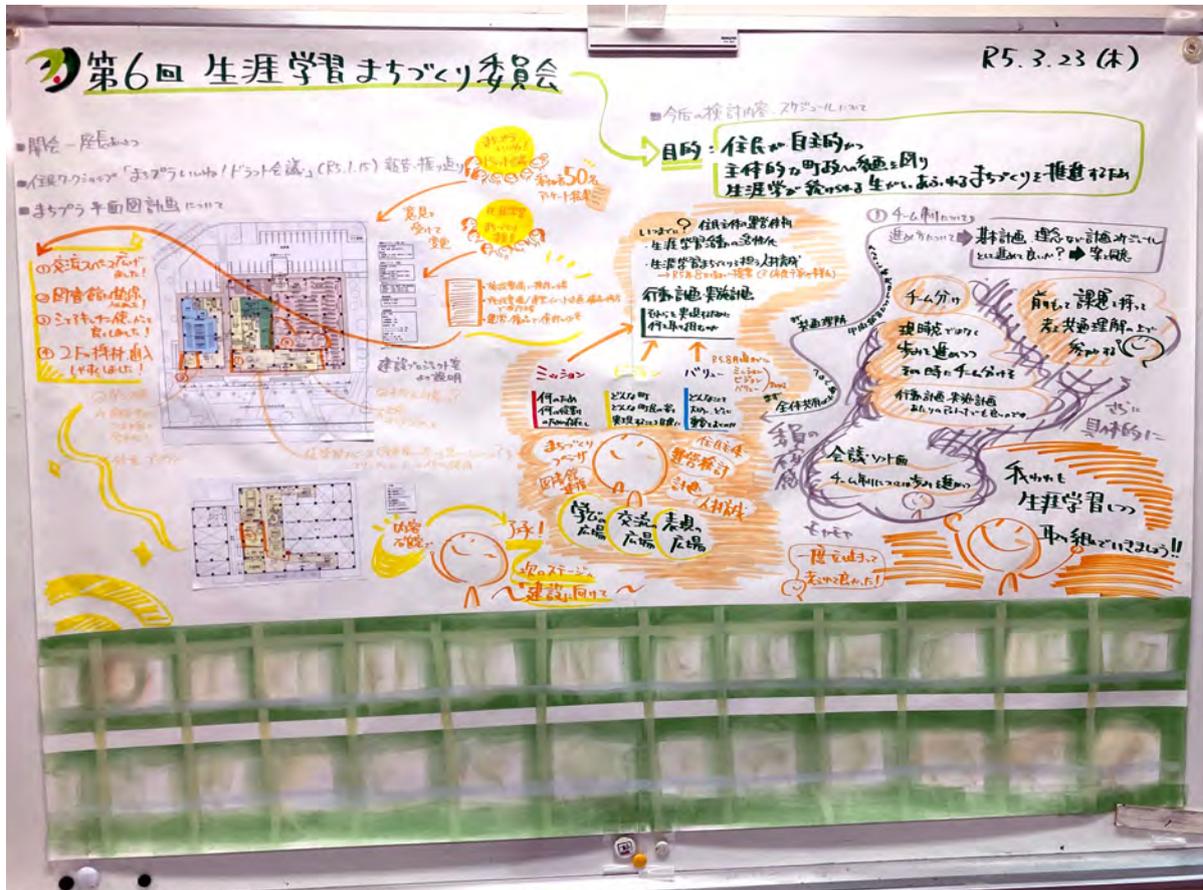


# 【グラフィックレコーディング】

## ●第1回住民ワークショップ



## ●第6回委員会

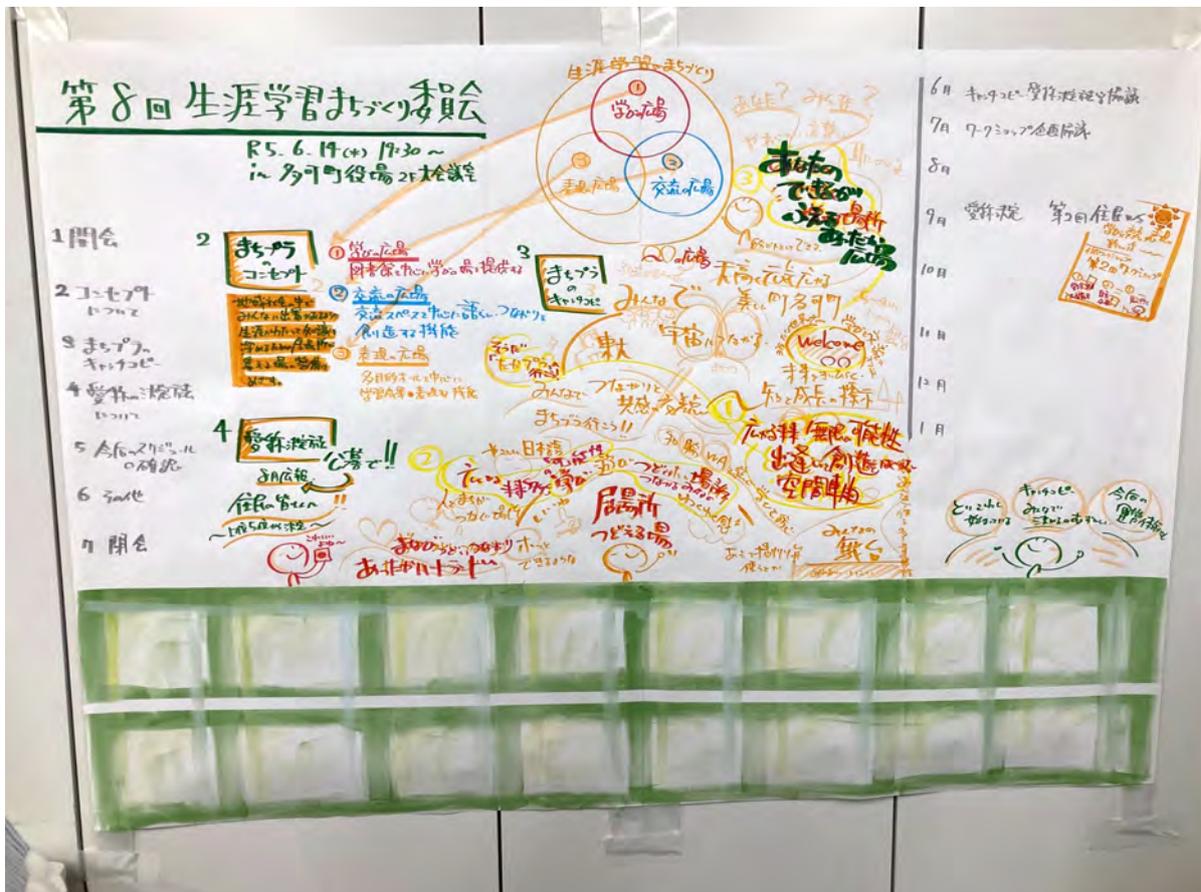


# 【グラフィックレコーディング】

## ●第7回委員会

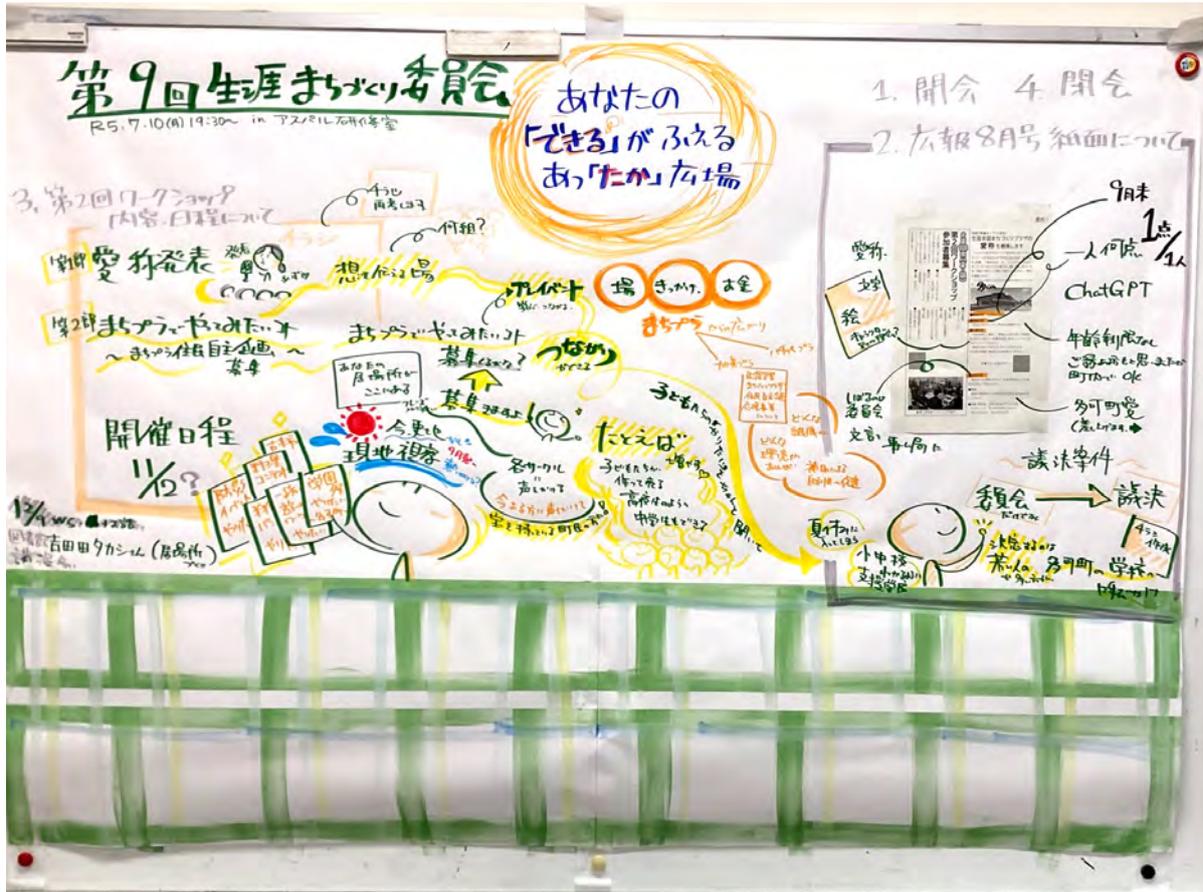


## ●第8回委員会



# 【グラフィックレコーディング】

## ●第9回委員会

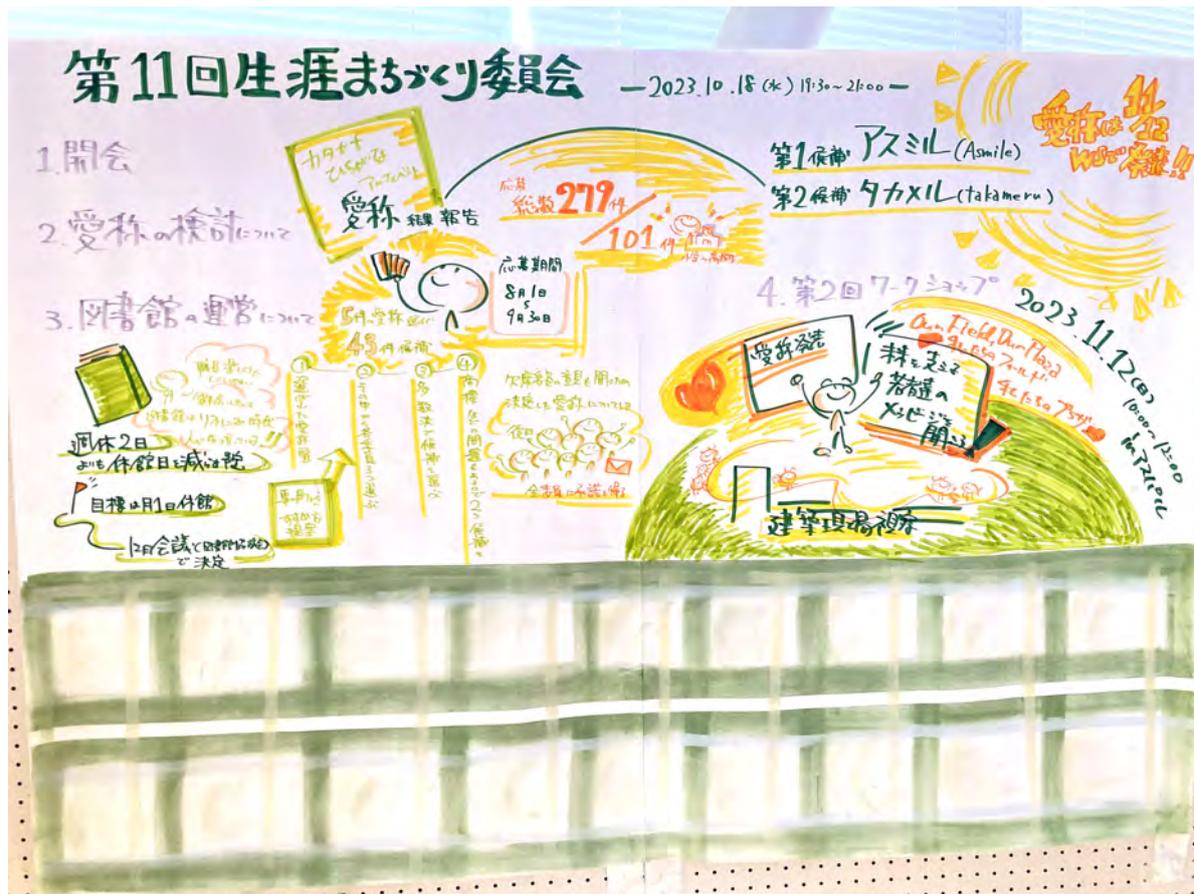


## ●第10回委員会



# 【グラフィックレコーディング】

## ●第11回委員会



## ●第2回住民ワークショップ





### 3. 多可町生涯学習まちづくり委員会名簿

区 分	選出団体等	氏 名
公共団体等の役員 及び職員	生涯学習推進協議会	近藤 文好
	図書館協議会	遠藤 ひとみ
		藤賀 幸子
	多可町商工会青年部	小寺 祥之
		小林 一光
公募委員		後藤 さおり
		杉本 真
		立岩 一真
		蔦木 伸一郎
		山本 和樹
		山本 早希
有識者		石塚 郁

委嘱期間：令和4年8月2日から令和6年3月31日まで